吉野郡黒滝村	同右	
吉野郡上北山村	同右	
吉野郡下北山村	同右	
宇陀郡御杖村	同右	
		和歌山県
田辺市	同右	
新宮市	同右	
東牟婁郡那智勝浦町	同右	
東牟婁郡北山村	同右	
東牟婁郡古座川町	同右	
日高郡日高川町	同右	
海草郡紀美野町	同右	

○国土交通省告示第千二百十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道茅部郡森町字森川町三一七番六三から同道二海郡八雲町東野七七八番二まで	平成二十三年十一月二十六日十五時

○国土交通省告示第千二百二十号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十五日　国土交通大臣　前田　武志

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　釜山事務所コジェ出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	c/o Daewoo Heavy Industries Ltd., Okpo 1, Ajoo-Dong, Koje-shi, Kyungnam 656—714, REPUBLIC OF KOREA
変更後	c/o Samsung Heavy Industries Co., Ltd. Geoje Shipyard 530, Jangpyeong-Dong, Geoje-Si, Gyeongsangnam-Do, 656—710, REPUBLIC OF KOREA

㈡　変更年月日　平成二十三年九月十五日

○国土交通省告示第千二百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日　国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Hallwanger Landes strasse 3, A—5300 Hallwang／Salzburg, Austria	Geislinger GmbH	弾性継手	平成23年11月10日から平成28年11月９日まで

○国土交通省告示第千二百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十五日　国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ＩＨＩターボ	長野県木曽郡大桑村須原1417番地	排気タービン過給機	平成23年11月30日から平成28年11月29日まで

○防衛省告示第二百七十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月二十五日　防衛大臣　一川　保夫

期間　平成二十三年十二月一日から同年十二月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　水戸東方海面の次の㋐から㋓までの四点を順次結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間及び㋔の点から㋖の点までの四点を順次を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二、四三八メートルまでの間

㋐　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度〇四分四八秒
㋑　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒
㋒　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
㋓　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度〇四分四八秒
㋔　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度〇四分四八秒
㋕　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
㋖　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒
㋗　北緯三六度〇四分四八秒　東経一四一度〇四分四八秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月二十五日　防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十二月二日（予備、同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
㋑　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
㋒　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
㋓　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。